

条件付一般競争入札（電子入札案件）について

電子入札案件に参加する際には本文及び電子入札運用基準（平成26年3月24日施行）をよく確認してください。また、具体的な入札の日時、申請期間等は公告をご覧ください。
入札に関する手続きについては、かながわ電子入札共同システムにより行ってください。

1 公告について

- (1) 入札に付する事項（件名、概要等）、入札参加資格等を公告します。
- (2) 公告掲示場所は、座間市掲示場です。なお、かながわ電子入札共同システム内「入札情報サービスシステム」でも閲覧できます。
- (3) 公告は、原則として毎週水曜日に行います。

2 入札参加の申請について

- (1) 公告で指定する期日までに、かながわ電子入札共同システム内「電子入札システム」（以下「システム」という。）により競争参加資格確認申請書を提出してください。
- (2) 入札参加資格申請時に必要な書類の提出を求める案件については、競争参加資格確認申請書提出時にシステムにより添付してください。容量等により添付ができない場合は、契約検査課に持参、ファクシミリ又は電子メールにより提出してください。この場合において、「競争入札参加資格確認申請に伴う誓約書」については、持参又は郵送してください。

3 入札参加資格の有無について

競争参加資格確認申請書受領後、入札参加資格を確認し、システムにより資格の有無について通知します。

- (1) かながわ電子入札システム内「資格申請システム」により提出された「変更届」については、本市に必要な書類が提出され、資格申請システムで本市の認定が完了した日から有効とします。
- (2) 「新規申請」、「継続申請」、「団体追加申請」、「業種追加申請」については、本市を含めて他団体全ての認定がされた翌月1日から有効とします。

4 入札保証金について

入札保証金は、免除します。

5 仕様書等について

- (1) 入札情報サービスシステムに添付されていない仕様書等につきましては、入札案件概

要書に記載されている方法により確認してください。

- (2) 質問がある場合は、システムの質問回答機能を利用してください。なお、質問は、公告日から受け付けます。

ア 所定の質問回答書により作成し、システム内で添付ファイル形式により提出してください。なお、システムの質問欄には「別添のとおり質問します」と入力してください。

イ システム障害等で質問回答機能が利用できない場合は、書面で作成し、ファクシミリ等で質問することができます。

6 入札参加の資格喪失について

- (1) 入札参加を認められた後、入札書提出期限までに公告で定めた入札参加の資格を満たさなくなったときは、入札の参加資格が喪失します。
- (2) 入札参加資格を喪失した入札参加者は、速やかに電話等で契約検査課まで連絡してください。また、入札参加資格喪失届（座間市ホームページ＞産業・ビジネス＞契約・入札＞契約・入札の様式関係＞入札関係様式内に掲載しています。）を必ず提出してください。

7 入札書の提出について

- (1) システムにより提出してください。
- (2) 電子入札運用基準「8 紙入札の取扱い」により紙入札書による提出を希望する場合は、紙入札承認願（座間市ホームページ＞産業・ビジネス＞契約・入札＞契約・入札の様式関係＞入札関係様式内に掲載しています。）を契約検査課まで提出してください。

ア 提出された紙入札承認願について、市が適正と判断した場合のみ紙入札書の提出が可能となります。

イ 紙入札書の提出方法については、別途指示します。

ウ 紙入札承認願及び紙入札書の提出可能期限については、入札案件概要書で定めた入札受付期限日時までです。その期限日時以後の提出は認めません。

8 入札額見積内訳書について

- (1) 第1回の入札に当たり、第1回の入札書に記載されている入札金額に対応した入札額見積内訳書を入札書と合わせて提出してください。
- (2) 提出する際には、所定の様式を使用してください。
- (3) 入札額見積内訳書が次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とします。

ア 件名又は商号若しくは名称に誤りがあるもの

イ 件名又は商号若しくは名称の記載がないもの

ウ 内訳の記載が全くないもの

エ 入札金額の記載がないもの

(4) 提出していただいた入札額見積内訳書は、返却しません。

9 入札参加の辞退について

(1) システムにより辞退届を提出してください。

(2) 前述の紙入札となった場合は、ファクシミリ等で辞退届を提出してください。

(3) 入札参加者が入札書提出締切期日までに入札書又は辞退届を提出しなかった場合は、辞退として取り扱います。

(4) 辞退による不利益な扱いはありません。

10 入札書の無効について

次のいずれかに該当する入札書は無効とします。

(1) 公告に示した入札参加に必要な資格のない者が提出した入札書

(2) ICカード登録後に変更が生じているにもかかわらず、変更手続をしないまま入札に参加した入札書

(3) 他人名義のICカードを不正に取得し、使用して行った入札書

(4) ICカードを不正に使用した入札書

(5) 予定価格（税込み）を事前に公表している案件について、入札金額が予定価格（税抜き）を超えている入札書

(6) 開札後、審査を要する入札について、審査の結果、適正な入札と認め難い入札書

(7) 次に掲げる不備があった紙入札書

ア 記入押印を欠く入札又は入札事項を表示しない入札

イ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札

ウ 同一事項に対し2通以上の入札

エ 他人の入札等を兼ね又は2人以上の代理をした入札

オ 入札書記載の金額、氏名その他入札要件の記載が確認できない入札

カ 所定の日時までに到達しないもの

キ その他入札に関する条件に違反した入札

(8) 入札額見積内訳書に記載された金額と入札金額が一致しない入札書

11 入札の失格

次のいずれかに該当する場合は入札者を失格とします。

(1) 入札額見積内訳書の提出をしないとき。ただし、2回目の入札は除きます。

(2) 最低制限価格を設定した入札において、その最低制限価格未満の価格で入札したとき。

1 2 入札の回数

入札の回数は1回です。ただし、条件付一般競争入札によらないときは、この限りではありません。

1 3 最低制限価格について

「座間市平均額変動型最低制限価格制度事務取扱要領」に基づき、最低制限価格を設定する場合、入札案件概要書にその旨記載します。

- (1) 資格審査確認を得た参加業者の有効入札を、算定対象の入札とします。
- (2) 算定対象の入札が5者未満の場合は、最低制限価格を設定しません。
- (3) 予定価格（税抜き）に40%を乗じて得た金額（小数点以下切捨て。以下「算定基準金額」という。）に対して、算定対象の入札のうち算定基準金額以上の入札が5者に満たない場合、算定対象の入札の平均額（小数点以下第1位を四捨五入）に90%を乗じて得た額（小数点以下第1位を四捨五入）とします。
- (4) 算定基準金額に対して、算定対象の入札のうち算定基準金額を超える入札が5者以上の場合、算定基準金額未満の入札を除いて算出した平均額（小数点以下第1位を四捨五入）に90%を乗じて得た額（小数点以下第1位を四捨五入）とします。

ポイント

(4)の場合、算定基準金額未満の入札は、平均額変動型最低制限価格の計算上は除外されますが、入札書としては有効です。

1 4 入札の中止等について

- (1) 入札参加者がいないときは、中止とします。
- (2) 入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止し、延期し、又は取り消します。
- (3) 入札を中止し、延期し、又は取り消した場合は、その旨を入札参加者全員に通知します。
- (4) 入札が中止し、延期し、又は取り消しとなった場合は、入札のために要した費用を請求することはできません。

1 5 落札者の決定方法

- (1) 予定価格（税抜き）の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
ただし、最低制限価格を設定した場合においては、予定価格（税抜き）と最低制限価格の範囲内で最低価格の入札をした者を落札者とします。なお、最低制限価格を設定しない入札の場合、地方自治法第234条第3項及び同法施行令第167条の10第1項の

規定により最低価格の申し込み者を落札者とし場合があります。

- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上の場合は、電子くじ引きを実施して落札者を決定します。

16 不調の場合の取扱いについて

入札の結果、落札者がいない場合は、原則として条件設定を変更して再公告します。ただし、急を要するときは、指名競争入札とすることがあります。

17 契約に当たっての条件について

落札後、契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく入札参加資格の制限又は座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱の停止措置を受けた場合は、契約を締結することはできません。

18 契約手続きについて

- (1) 落札された方は、座間市役所4階契約検査課で、契約についての説明を受け、契約書類一式を受け取り、発注課の所へ行き、落札した旨を伝えてください。
- (2) 契約の締結に当たっては、契約書の作成が必要となりますので、開札日から7日以内に手続きをしてください。なお、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担となります。

19 入札結果の公表について

入札の結果については落札者を決定した日の翌開庁日から、かながわ電子入札共同システム内「入札情報サービスシステム」により公表します。

20 その他

- (1) システムに関する操作及び手続きの詳細については、かながわ電子入札共同システム「電子入札システム操作マニュアル」で確認してください。
- (2) 電子入札運用基準については、次のアドレスで確認してください。
- (3) 談合に関する情報がよせられた場合は、談合情報対応マニュアルによるものとします。
- (4) 公告、入札説明書等についての不知又は不明を理由として、入札後に異議を申し立てることはできません。

入札等に関する問い合わせ先 座間市財務部契約検査課契約係

〒252-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

電 話 046-252-7071 (直通)

ファクシミリ 046-255-3550

E-Mail nyusatsu@city.zama.kanagawa.jp